

新型コロナウイルスワクチン 職域接種促進事業費補助金 交付申請の手引

令和4年10月

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室
(ワクチン班)

目 次

- 1 新型コロナワイルスワクチン職域接種促進事業費補助金について**
- 2 職域接種促進のための支援対象①**
～外部の医療機関が出張して実施する形態のもの～
- 3 職域接種促進のための支援対象②(中小企業等)**
～中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施～
- 4 職域接種促進のための支援対象③(大学等)**
～大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの～
- 5 職域接種促進のための支援の申請**
 - ・事業の内容
 - ・補助金の額の算定
 - ・補助金の額の算定例
 - ・補助金交付申請～補助金受領の流れ

1 新型コロナワクチン職域接種促進事業費補助金について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3(21)ウ(ウ)に基づき実施し、北海道新型コロナワクチン職域接種促進事業費補助金交付要綱に基づき交付

実施要綱

3(21) 新型コロナワクチン接種体制支援事業

ウ 内容

(ウ) 職域接種促進のための支援

令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に規定する職域接種のうち^①**外部の医療機関が出張して実施する形態のもの**であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。（都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定する職域接種については、1,000円×接種回数を上限に実費補助））

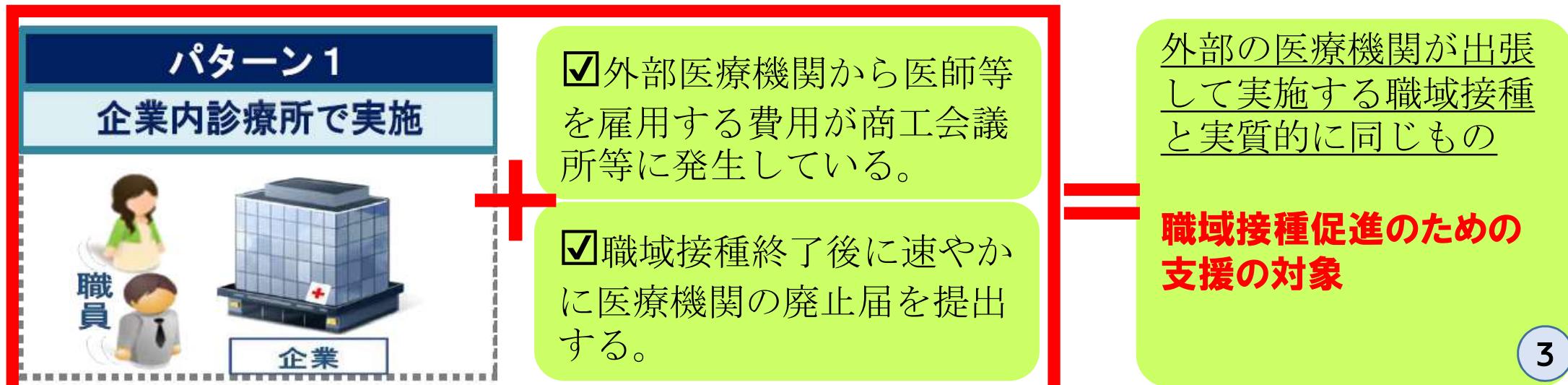
- ・ **②中小企業**（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）**が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの**
- ・ **③大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの**

2 職域接種促進のための支援対象①

■ 外部の医療機関が出張して実施する形態(パターン2)のもの(実施要綱3(21)ウ(ウ))



そのほか、商工会議所、業界団体等が 職域接種の実施のために新たに医療機関を開設 した場合...



3 職域接種促進のための支援対象②(中小企業等)

■ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施

“中小企業”とは…

○中小企業基本法（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るために効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

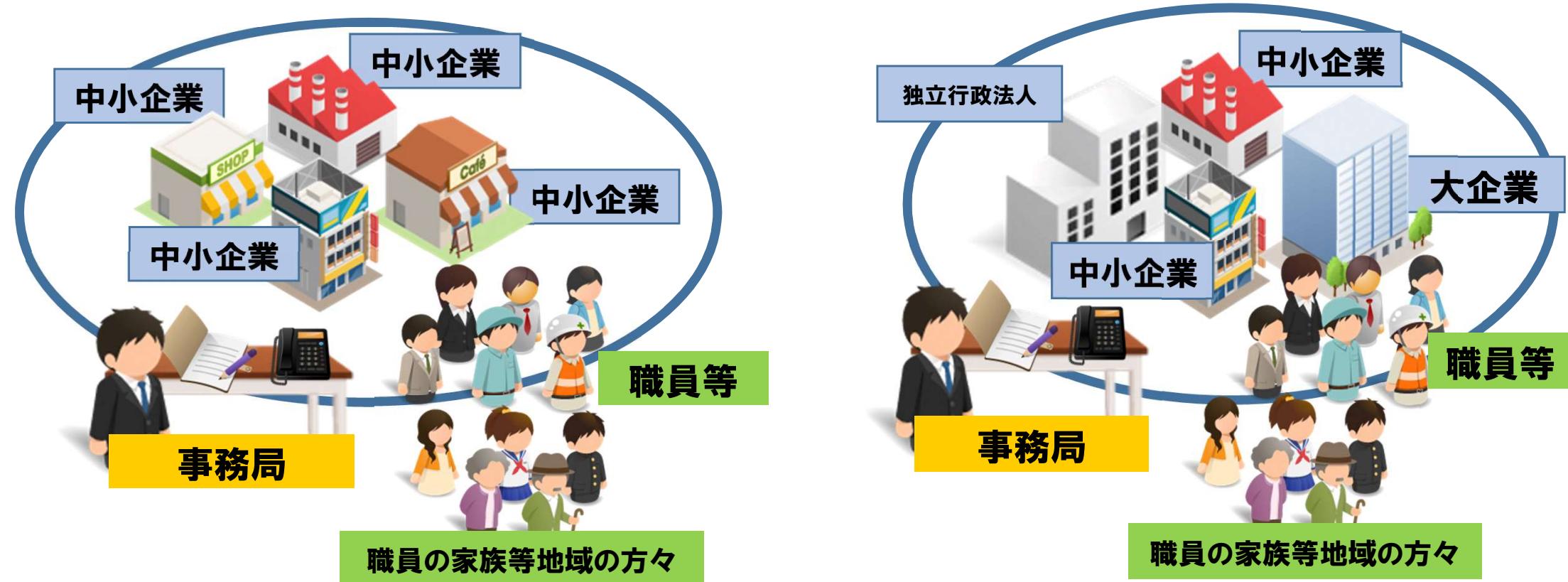
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

【中小企業基本法第2条第1項各号の業種分類表】

該当 条文	業 種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
第1号	製造業、建設業、運輸業、その他（鉱業／採石業／砂利採石業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／郵便業／金融業／保険業／不動産業／物品賃貸業／学術研究／専門・技術サービス業／宿泊業／飲食サービス業／生活関連サービス業／娯楽業／教育／学習支援業／医療／福祉／複合サービス事業）	300,000千円以下	300人以下
第2号	卸売業	100,000千円以下	100人以下
第3号	サービス業	50,000千円以下	100人以下
第4号	小売業	50,000千円以下	50人以下

3 職域接種促進のための支援対象②(中小企業等)

■ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施



「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの」が対象ですが、**団体の構成員に大企業や独立行政法人等が含まれる場合も対象**となります。

4 職域接種促進のための支援対象③(大学等)

■ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの
※追加接種(オミクロン株対応)に係る地域貢献の認定に関する申請の具体的な時期や方法等については、別途文部科学省から周知される予定です。



【〈参考〉大学拠点接種（3回目接種）に係る地域貢献の基準】

自大学等（設置する法人が同じである大学等を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、次の①～⑤の接種対象者の合計が総接種人数の5%以上である（ただし、総接種人数が500人に満たない場合は、500人を母数とする。）か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとされています。

- ①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族
- ③教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族
- ④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者

⑥大学拠点接種において接種を予定していた者のうち、「都道府県の大大規模接種会場等における大学等単位での団体接種の実施について」を受けて、他会場にて大学拠点接種の実施時期よりも前倒しで接種を行った①～⑤に該当する者

※「『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（3回目接種）に係る地域貢献の基準』の策定について」（令和4年6月20日付け4文科高第376号文部科学省高等教育局長通知）より

4 職域接種促進のための支援対象③(大学等)

■ 地域貢献の認定を希望する大学等におかれでは、要綱に基づき、文部科学省から交付された地域貢献認定に係る文書の写しを提出してください。

“【参考】大学拠点接種(3回目接種)に係る地域貢献の基準通知”

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）

大学拠点接種(3回目接種)に係る地域貢献の基準

令和3年10月7日

（令和4年6月17日改訂）

文部科学省

総合教育政策局長・

高等教育局长決定

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

第1 - 〈省略〉 -

第2 地域貢献の認定

1. 第1に定める基準を満たし、上乗せ支援を希望する大学等は、都道府県への交付金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、所在する都道府県へ交付要綱に定める必要書類とともに文部科学省から交付された認定に係る文書の写しを提出し、交付金の申請を行うこと。
2. 文部科学省における認定手続には相応の時間を要するため、原則として交付金申請先の都道府県が定める交付金申請締切りの2週間前には文部科学省へ別紙を提出すること。

第3 - 〈省略〉 -

5 職域接種促進のための支援の申請

事業の内容

- 外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、要件を満たす中小企業等及び大学等に対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対して国が支援対象とする経費と同等の経費を対象として、「1,500円×接種回数^(※)」を上限に実費補助します。

※ 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡「新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種に係る職域接種の開始について）及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室 事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種の場合（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、「1,000円×接種回数」を上限）。

補助金の額の算定

北海道新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金交付要綱（抄）

（補助金交付額の算定）

第5 この補助金の交付額は次により算定した額とする。

- 別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める交付対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
なお、別表第2欄に定める基準額の算定に当たっては、ワクチン接種記録システム（VRS）による接種回数により算定することとする。
- （1）により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に補助率を乗じて得た額を補助金交付額として算定する。

別表1

1 区分	2 基準額	3 交付対象経費	4 补助率
職域追加接種（3回目接種）		職域接種会場の設置、運営に係る経費のうち、国が都道府県による大規模接種会場の設置等に対して行う支援（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金）と同等の経費の実支出額	
職域追加接種（オミクロン株対応）	総接種回数×1,500円		10/10以内
職域初回接種	総接種回数×1,000円		

5 職域接種促進のための支援の申請

補助金の額の算定例



事例

- ・総接種回数 3,982回
- ・職域接種会場の設置・運営に要した経費 17,151,131円
- ・総事業費(対象外経費を含む。) 17,316,131円
- ・「コロナワクチン接種費等」請求額※ 9,067,014円
- ・「時間外及び休日対応」請求額 669,350円

※ 2,277円 × 3,982回。予診のみの方がいないものとして算定。



○要綱5(1)による算定

- ・基 準 額 3,982回 × 1,500円 = 5,973,000円 … ①
- ・実 支 出 額 17,151,131円 … ②
- ・「① < ②」により 5,973,000円 … ③

○要綱5(2)による算定

- ・総事業費 - 寄付金その他の収入額
17,316,131円 - (9,067,014円 + 669,350円) = 7,579,767円 … ④
- ・「③ < ④」により 5,973,000円 … ⑤

○補助金交付額

5,973,000円

※⑤に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て

5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ（概要）

交付申請から補助金受領に至るまでの流れや、提出書類について説明します。

なお、交付申請時における事業の進捗状況（下記（1）、（2）のとおり）により、提出書類や手続き方法が異なります。

（1）実績による交付申請を行わない場合 （交付申請時に事業が完了していない場合）^(※)

事業開始前または、事業実施期間内に交付申請書類を提出し、事業完了後に実績報告書類を提出。

⇒ 「補助金交付申請～受領の流れ①」（11ページ～14ページ）にて説明

（2）実績による交付申請を行う場合 （交付申請時に事業が完了している場合）^(※)

交付申請時に事業が完了しているため、交付申請書類と実績報告書類を併せて提出。

⇒ 「補助金交付申請～受領の流れ②」（15ページ～16ページ）にて説明

※ 事業の完了とは、交付申請時に計画していたワクチン接種がすべて完了し、かつ事業に関する経費や債権及び債務が確定（経費の未払いがある場合も可）している場合を言います。

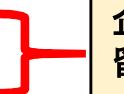
5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ① 【実績による交付申請を行わない場合】

①交付申請書を作成します。

下記の(1)～(10)を作成例（別添ファイル（Excel形式））を参照しながら作成してください。

- (1) 交付申請書(保福第1号様式)※
- (2) 事業実施計画書(保福第1の2号様式)※
- (3) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の事業計画書(別紙1)
- (4) 補助金等交付申請額算出調書(保福第1の16号様式)
- (5) 経費の配分調書(保福第1の18号様式)
- (6) 事業予算書(保福第1の20号様式)
- (7) 資金収支計画書(保福第1の32号様式)
- (8) 地域貢献の認定に係る文書の写し(大学等のみ)
- (9) 口座振替申出書
- (10) その他別に指示する書類



企業等又は大学等それぞれ使用する様式が異なりますので
留意してください。

②交付申請書を紙媒体で北海道庁に提出します。

①の(1)～(10)の順に編纂し、**正本と副本を作成の上、正本1部を北海道庁へ送付し、副本は保管**してください。

③道において交付申請書類の内容審査後、補助金の交付決定の通知を行います。

審査が完了した後、

- (1) 補助金交付決定通知文
- (2) 補助指令文

を送付します。



5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ① 【実績による交付申請を行わない場合】

④職域接種を実施

道庁に提出した実施計画書等に基づき、補助事業を実施してください。

※補助金の交付決定前の事業着手も可能です。



⑤事業完了後、実績報告書類を作成

下記の(1)～(11)を作成例（別添ファイル（Excel形式））を参照しながら作成してください。

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書（別紙2）
- (2) 事業実績書（保福第1の2号様式）※企業等又は大学等それぞれ使用する様式が異なりますので留意してください。
- (3) 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- (4) 事業精算書（保福第1の31号様式）
- (5) 職域接種実施企業・大学等接種実績及び補助対象経費算定調書（別紙様式1）
- (6) 会場運営費用調書（別紙様式2）
- (7) 支払領収書の写し又は代金の支払い証明できる書類の写し（別紙様式3に貼付）
- (8) コロナワクチン接種費等 請求総括書（V-SYSにより出力したものの写し）
- (9) コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書（V-SYSにより出力したものの写し）
- (10) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（市町村長に提出したものの写し）
- (11) その他別に指示する書類

5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ① 【実績による交付申請を行わない場合】

⑥実績報告書類を紙媒体で北海道庁に提出します。帳簿作成及び証拠書類整理も忘れずに。

**補助事業が完了した日から30日以内又は道が別に定めた提出期日までのうち、
いずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。**

⑤の(1)～(11)の順に編纂し、**正本と副本を作成の上、正本1部を
北海道庁へ送付し、副本は保管**してください。

なお、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした**帳簿を備え**、当該
収入・支出の**証拠書類を整理し**、補助金の額の確定の日の属する**年度の
終了後5年間（令和4年度終了事業は令和5～9年度の期間）保管**し
ておかなければなりませんので、留意してください。



⑦道において補助申請の内容審査後、補助事業の額を確定して通知します。

補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認められるときは、補助事業者の皆様に
報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることが
ありますので、ご協力願います。

審査が完了した後、
(1) 額の確定通知文
を送付します。



5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ①【実績による交付申請を行わない場合】

⑧補助金を支出します。

補助金は交付申請時に提出いただいた口座振替申出書の口座に入金されます。

【交付申請書類送付先】

〒063-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室
ワクチン班 あて

【お問合せ等・連絡先】

電話：011-206-0496（直通） / 011-231-4111（内線38-832）
E-mail : covid.shokuiki@pref.hokkaido.lg.jp

5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ②【実績による交付申請を行う場合】

①交付申請書を作成します。

下記の(1)～(14)を作成例（別添ファイル（Excel形式））を参照しながら作成してください。

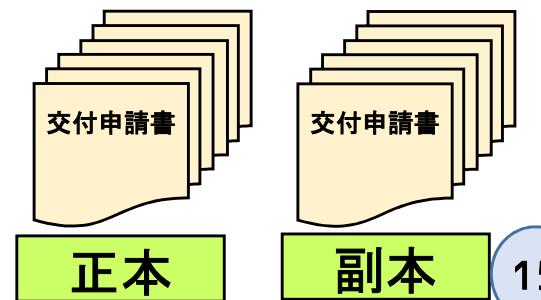
- (1) 交付申請書（保福第1号様式）※
- (2) 事業実績書（保福第1の2号様式）※
- (3) 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- (4) 事業精算書（保福第1の31号様式）
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における職域接種の実績報告書（別紙2）
- (6) 地域貢献の認定に係る文書の写し（大学等のみ）
- (7) 職域接種実施企業・大学等接種実績及び補助対象経費算定調書（別紙様式1）
- (8) 会場運営費用調書（別紙様式2）
- (9) 支払領収書の写し又は代金の支払い証明できる書類の写し（別紙様式3に貼付）
- (10) 口座振替申出書
- (11) コロナワクチン接種費等 請求総括書（V-SYSにより出力したものの写し）
- (12) コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書（V-SYSにより出力したものの写し）
- (13) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（市町村長に提出したものの写し）
- (14) その他別に指示する書類

企業等又は大学等それぞれ使用する様式が異なりますので留意してください。

②交付申請書を紙媒体で北海道庁に提出します。帳簿作成及び証拠書類整理も忘れずに。

①の(1)～(14)の順に編纂し、正本と副本を作成の上、正本1部を北海道庁へ送付し、副本は保管してください。

なお、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入・支出の証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間（令和4年度終了事業は令和5～9年度の期間）を保管しておかなければなりませんので、留意してください。



5 職域接種促進のための支援の申請

補助金交付申請～受領の流れ②【実績による交付申請を行う場合】

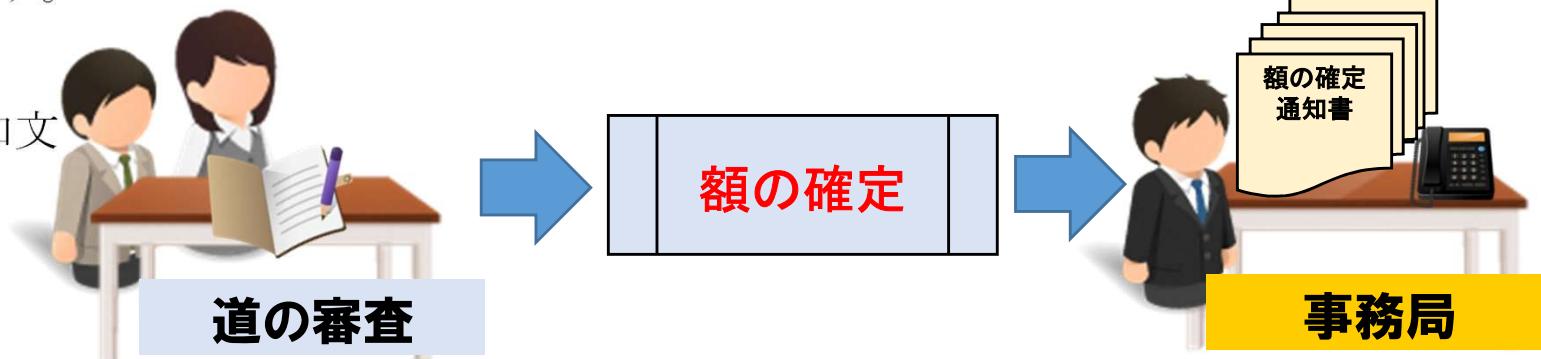
③道において補助申請の内容審査後、補助事業の額を確定して通知します。

補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認められるときは、補助事業者の皆様に報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがありますので、ご協力願います。

審査が完了した後、

- (1) 補助指令文の通知文
- (2) 補助指令文
- (3) 額の確定通知文

を送付します。



④補助金を支出します。

補助金は交付申請時に提出いただいた口座振替申出書の口座に入金されます。

【交付申請書類送付先】

〒063-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室
ワクチン班 あて

【お問合せ等・連絡先】

電話 : 011-206-0496 (直通) / 011-231-4111 (内線38-832)
E-mail : covid.shokuiki@pref.hokkaido.lg.jp